

国民年金特集

足立区の 昭和59年9月1日現在

628,650人

●拠出年金被保険者数 137,817人 ●拠出年金受給権者数 29,128人

福祉年金受給権者数 11,238人

東京都足立区役所

〒120 東京都足立区千住①丁目4番18号



インフレに強い国民年金

人々とお金のつながりは古くは、原始社会において使用された原 始貨幣にはじまり、現在の硬貨や紙幣まで様々な変化を伴いながら、 我々の生活と密接に関わり合っています。

そして、その貨幣価値も年を重ねるごとに変わってきています。 例えば昭和35年当時、一杯60円であったコーヒーが約25年後の現在、 その値段は5倍にもはね上がっているのです。

時代の移り変わりと共に、わたしたちの生活も大きく変わってい くことでしょう。

物価スライド制を取り入れた国民年金は、わたしたちの将来の生 活を支える共有の財産として、大きな役割を担っています。

確実にやってくる老後を安心して暮らすために、改めて国民年金 について考えてみましょう。

国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所

保険児童部国民年金課 (882) 1 1 1 1

適用係 内線 386~388

◆保険料の納付相談 検認係 内線 396~399

◆保険料の免除申請・口座振替 記録係 内線 394~395

◆年 金 請 求 の 手 続 給付係 内線 392~393

1人で悩むよりお気軽に

毎月第 | 水曜日

午前10時~午後3時30分

区役所国民年金課(2階)

国民年金に加入する方は国内に住所のある20歳から59歳までの方

。必ず加入しなければならない方(強制加入)

- ・厚生年金や共済組合などの公的年金に加入していない自由業、自営業など の方とその配偶者
- ・厚生年金や共済組合などの公的年金に一時加入し、年金を受ける権利を得 ないで退職した方とその配偶者

。希望で加入する方(任意加入)

- ・年金や恩給をすでに受けている方、または受ける権利のある方とその配偶
- ・サラリーマンの奥さん
- ・昼間部の大学生
- ・国会議員・都・区議会議員とその配偶者

。保険料アラカルト。

国民年金の保険料は、年金額の引き上げとともに段階的に改正され、60歳 になるまで納めます。

現在は、定額で1ヵ月6,220円ですが、この保険料は、次のいろいろな方法 で納めることができます。

。納付書による方法……1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年前納(1年前納に 限り割引きがあります)

> まとめて納めることが大変な場合は、1ヵ月納 付をおすすめします。

。口座振替による方法……3ヶ月、1年ごとにあなたの預金口座から自動 的に引き落されます。

> また、口座の3ヵ月納付の場合には後払いとい うことになります。

※口座振替による1ヵ月納付はありません。

※郵便局では口座振替をすることができません。

◎お申し込みは直接金融機関へ

持参するもの……金融機関の通帳・通帳の届出印・国民年金手帳 口座振替の開始は、申し込み時までに届いた納付書の翌月分からに

。納められない場合の方法……強制加入の方で生活保護をうけていたり、 経済的に保険料を納めることができない場合、免 除制度があります。

> 免除の手続きをして承認されますと、保険料を 納めなくても未納にはならず、受給に必要な期間 にも計算することができ、その期間については、 3分の1の年金を受けることができます。

なお、10年以内であれば、免除していた当時の 保険料で納めることができる追納制度もあります。

◎届出は区役所またはお近くの出張所へ

持参するもの……国民年金手帳・印鑑

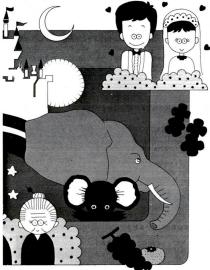
※生活保護を受けている方は、上記の外に生活保護のしおりが必要 です。

人生は長距離ランナー

昭和59年9月30日

豊かな老後へ第一歩





もしも!のときの年金は……

14 1 1 1	The state of the s	
国民年金加入中、ケガや病 気で障害者となり、保険料 納付が一定期間以上あると き	18歳未満の子がいる妻が国 民年金加入中夫を亡くし保 険料納付が一定期間以上あ るとき	18歳未満の孫や弟妹がいる 女性が夫や父を亡くし、保 険料納付が一定期間以上あ るとき
1級 年額 703,500円 2級 年額 562,800円	子1人のとき (60,000円 乗載562,800円 3人目 24,000円加算)	子1人のとき (60,000円 年載562,800円 3 人目 24,000円加算/
寡 婦 年 金	遺児年金	死亡一時金
老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき	保険料を一定期間以上納め ていた父や母が亡くなり、 18歳未満の子だけが残され たとき	保険料を3年以上納めていた方が亡くなったとき
夫が受けられるはずの老齢 年金の半額 (婚姻期間10年 以上ある妻に60歳から65歳 未満まで支給)	子1人のとき (2人目 60,000円 #断562,800円 (3人目 24,000円加算)	保険料納付期間に応じて 23,000円-52,000円

暗 宝 年 全 母 子 年 全 進母子年全

昭和5年4月1日以前に生まれた方は納付 期間短縮の特例があります

	歳をとったら老齢年金	生	年	月	В	受給資格最低 必要期間
		大5年4月	1 8)	前生れ		10年
	老齢年金は保険料を納めた期	大5年4月	2 H	-大6年	F4月1	H 11
	間や保険料の免除をうけた期間、	大6年4月	2 B	-大7年	F4月1	H 12
	または、これらを合せた期間が	大7年4月	2日-	-大8年	F4月1	日 13
	ACCOUNT TO MAKE A CONTRACTOR	大8年4月	2 H	-大91	F4月1	H 14
	25年以上ある方が65歳になった	大9年4月	2日-	~大10年	F4月1	H 15
	とき、受けとれます。(昭和5年	大10年4月	2日	~大11年	F4月1	日 16
		大11年4月	2日	~大12€	F4月1	日 17
	4月1日以前に生まれた方は、	大12年4月	2日-	- 大13年	F4月1	日 18
	この25年が表のように10年から	大13年 4 月	2日	-大14年	F4月1	H 19
	24年に短縮されます。	大14年4月	2日-	~大15 [±]	F4月1	日 20
	STTIC AMOUNT CACON TO	大15年4月	2日	-昭25	F4月1	日 21
	昭2年4月	2日-	-昭3年	F4月1	日 22	
		昭3年4月	2日	-昭4年	F4月1	日 23
	老齢年金額の計算方法	昭4年4月	2日	-昭5年	F4月1	日 24

①1,680円×(保険料納付月数+保険料免除月数×½)×1.122(スライド率) ②昭和5年4月1日以前に生まれた方は

①+650円× (300月-被保険者期間)

×保険料納付月数+保険料免除月数×½×1,122 被保険者期間

③付加保険料を納めた人は

①または②で計算した額に (200円×付加保険料納付月数) を加算

年金の通算制度とは

わが国には現在8つの公的年金制度があります。

これらの年金を受けるには一定の加入期間や保険料の納付期間を必要とします。 しかし、現実には職業を変えることもあって、1つの制度の加入期間が短 いために年金が受けられない場合があります。

そこで、それぞれの年金制度の加入期間や保険料納付済期間をつないで、 年金を受けるための期間を満たせるようにしたものが年金の通算制度です。

通算される8つの公的年金 (通算される期間)

- 1. 国民年金の保険料納付済期間または免除期間
- 2. 厚生年金保険の被保険者期間
- 3: 船員保険の被保険者期間
- 4. 国家公務員共済組合
- 5. 地方公務員共済組合
- 6. 私立学校教職員共済組合
- 7. 公共企業体職員等共済組合
- 8. 農林漁業団体職員共済組合

公的年金に加入していない場合で通算される期間(カラ期間)

の組合員期間

- 国民年金以外の公的年金制度に加入している方の配偶者である期間
- 他の年金制度から老齢(退職)年金を受けることが出来る人や、その制度 の受給資格期間を満たしている方の配偶者である期間
- 他の年金制度から障害年金を受けることが出来る方や、その方の配偶者で
- 他の年金制度から遺族年金を受けることが出来る方である期間

(例) 年金を受ける必要期間

通算○一通算できる期間 通算×一通算できない期間

。国民年金と他の公的年金の期間を合わせたときは25年以上

-10年--15年以上-厚生年金 国民年金 (通算○) (通 無 〇)

。国民年金以外の公的年金の通算対象期間を合算して期間が20年以上ある人 は国民年金に1年以上

-13年-←1 年以上納付→ト 共 済 組 合 厚生年金 (通算受給権発生) (通 算 〇)

15年	10年以_	Ŀ
カラ期間	国民年	金
(通 算 ○)	(通算)))
8年——	14年	3年-
厚生年金 サラリーマンの妻 脱退手当金受給 (任意加入せず)	国民年金	厚生年金
(通算×) (通算○)	(通算○)	(通算)

※カラ期間は年金額の計算から除かれます。 。老齢(退職)年金や恩給など受給中ならびに資格のある人は国民年金に1

年以上 厘 生 年 金 国民年金 (任意加入) (受給権発生)

※通算されるのは1年以上の期間です。

。国民年金・厚生年金・船員保険はコマ切れの期間でも合算して制度ごとに 1年以上になれば通算されます。

。共済組合の1年末満の期間は、いくらあっても通算されません。

| ← 8 ヵ月 | ← 4 ヵ月 | ← 10 ヵ月 | ← 11 ヵ月 ← 11年11ヵ月 + 7年8ヵ月 | 厚年 国年 厚 年 共 済 共 済 (通算×) (通算○) (通算○) (通算○)

・14. こもられ成年金譜

- 国民年金は、将来つぶれるのじゃないかと話を聞いたのですが?
- A 国民年金は、国が法律にもとづいて管理し、運営しています。財源には、保険料の積立金と国からの負担金があてられています。 さらに、事務に必要な費用も国が負担しているので、確実な年金制度と 言えます。
- Q 国民年金よりも、生命保険・郵便年金などの私的年金のほうが得だと聞きましたが、ほんとうでしょうか?
- A 私的年金は、「積立てたものを年金として受け取る」貯蓄の一種です。 国民年金は、皆さんの生活の安定をはかることを目的として、国民の共 同連帯によって推持していくことを基本にしています。

インフレや物価上昇等、経済の変動に合わせて、年金額を修正する「物 価スライド制」を取り入れています。

- Q でも、途中で死ぬと保険料はかけ捨てになるのではないのでしょうか?
- A たしかにそのとおりです。

しかし、国民年金は生命保険・私的年金と違って、遺族にお金を残すというものではありません。日本は今、世界一の長寿国です。だれにも、かならずやってくる長い 老後を、安心して暮せるように将来にわたり保障してくれるのが国民年金なのです。

死んだ時のためではなく、自分自身の老後のためにあるのです。

祖 祖 年 金

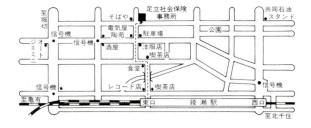
老齡福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方 (10年年金、5年年金の受給者は除かれます。)	年額 301,200円 月額 25,100円 所得制限による一部 支給停止の場合 年額 279,600円 月額 23,300円
障害福祉年金 ○身体障害者 手帳1~3級	次のいずれかに該当していると き ○昭和36年4月1日前の病気や ケガで障害のある方 ○20歳前の病気やケガで障害の	年額 452,400円 月額 37,700円
子帳1~3級 (愛の手帳1 ~3度)程度	ある方 ○国民年金の加入期間(ただし 滞納がないこと)が短く、拠出 制の障害年金が受けられない方	二 年額 301,200円 月額 25,100円

厚生年金のことは 足立社会保険事務所

所在地 〒120 足立区綾瀬2丁目17番9号 電話 (604)0111 社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会保険庁と のオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じてい ます。

相談内容

- ○45歳以上の方の厚生年金保険の加入期間および年金見込額 ○現在年金を受けている方の記録および支払額
- 相談時間 午前9時15分~午後4時30分 (土曜日はII:30まで) 相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事 務所へおいでください。
 - しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでになるときは、 本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。



65歳から老師年金三安

足立区では、現在約24,000人の方々が老齢 年金を受給しておられます。そのなかの一人 である鈴木さんにお話しを伺いました。

鈴木さんは67歳。装飾店を営む息子さん夫婦と、3人のお孫さんに囲まれ、大変元気に生活しておられます。



千住仲町に住む

「私は、国民年金に最初から加入しました。そして65歳から老齢年金を受給しました。もちろん60歳からでも減額して受給できることも知っていましたが、100%の支給割合となる65歳から受給したのです。」

国民年金の支給率は、62歳で72%、61歳で65%、60歳で58%と早く受給すれば徐々にさがることをよく知っておられる鈴木さんです。

「今は健康なので、受給した年金の一部は、ボランティア活動に使ってい ます。」

年金は老後の生活費となる大切な収入です。

しかし、鈴木さんにとつては、これからもボランティア活動を通じて余暇 をすごすために、大いに役立つと思われます。

日本人の平均寿命は急速に延びています。今や人生80年の時代です。

鈴木さんも多くの年金受給者の一人として、これからの長い人生を有意♪ にお過しになることでしょう。

次の1、2に該当する場合は支給が停止されます。

1. 所得制限限度額

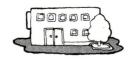
אלוניוו	rix/x n	R					(単位、円)
族の	数	0人	1人	2人	3人	4 人	以上、I人 ふえるごと の加算額
老曹	冷福祉	1,258,000	1,618,000	1,918,000	2,218,000	2,518,000	300,000
障害	雪福祉	1,912,000	2,212,000	2,512,000	2,812,000	3,112,000	300,000
老齡	一部 停止	3,329,000	3,578,000	3,791,000	4,004,000	4,217,000	213,000
福祉	全部 停止	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	213,000
障目	害福祉	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	213,000
	族 老 障 老齢福祉	族の数 老齢福祉 一停 全齢福 と齢福	老齢福祉 1,258,000 障害福祉 1,912,000 老 停止 3,329,000 福 全部 5,813,000	族の数 0人 I人 老齢福祉 1,258,000 1,618,000 障害福祉 1,912,000 2,212,000 老齢 停止 3,329,000 3,578,000 福福 全部 5,813,000 6,062,000	族の数 0人 1人 2人 老齢福祉 1,258,000 1,618,000 1,918,000 障害福祉 1,912,000 2,212,000 2,512,000 老齢 停止 3,329,000 3,578,000 3,791,000 衛祖 全部 5,813,000 6,062,000 6,275,000	族の数 0人 1人 2人 3人 老齢福祉 1,258,000 1,618,000 1,918,000 2,218,000 障害福祉 1,912,000 2,212,000 2,512,000 2,812,000 老齢 停止 3,329,000 3,578,000 3,791,000 4,004,000 信福 全部 5,813,000 6,062,000 6,275,000 6,488,000	族の数 0人 1人 2人 3人 4人 老齢福祉 1,258,000 1,618,000 1,918,000 2,218,000 2,518,000 障害福祉 1,912,000 2,212,000 2,512,000 2,812,000 3,112,000 老齢 停止 3,329,000 3,578,000 3,791,000 4,004,000 4,217,000 停止 5,813,000 6,062,000 6,275,000 6,488,000 6,701,000

2. 本人が公的年金を受けているとき

一般の公的年金を受	老齢(退職)年金・普通恩給・	505.000円までは支
けているとき	遺族年金・普通扶助料など	給されます
戦争による公的年金 を受けているとき	公務扶助料・増加恩給・障害 年金・遺族年金など	旧軍人・軍属の階級 が大慰までは支給さ れます

保険料積立金の還元融資

国民年金保険料は、年金支払いのための財源として積立てられるほか、地方公共団体に長期低利で融資され、児童館、老人館、ブールなどの福祉施設建設に役立てられています。



国民年金ことぶき友の会

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々のたのしい 集まりです。あなたの入会をお待ちしております。

ことぶき友の会では、安い費用で会員の親睦旅行を行うほか、 各種のレクリェーションなどの、いろいろな行事を行います。

●くわしくは――東京都国民年金 ことぶき友の会事務局へ 千代田区丸の内3-8-1 電話 (211) 1905